

武蔵野市死者情報の開示に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市死者情報の開示に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が保有する行政文書（武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）であって、特定の死者を識別することができる情報が含まれるものの開示に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 特定死者情報 行政文書であって、特定の死者を識別することができる情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）が記録されているものをいう。
- (3) 相続人等 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 相続人（包括受遺者を含む。）
 - イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。）
 - ウ 民法（明治29年法律第89号）第952条第1項の規定により選任された相続財産の管理人

(特定死者情報の開示請求権)

第3条 特定の死者の相続人等は、実施機関に対し、特定死者情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 相続人等が未成年である場合の法定代理人若しくは未成年後見人、成年被後見人である場合の成年後見人又は相続人等の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、相続人等に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第4条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求しようとする特定死者情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、当該請求の際に、実施機関に対し、自己が当該請求に係る特定の死者の相続人等又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（特定死者情報の開示）

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る特定死者情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該特定死者情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第3条第2項の規定により代理人が相続人等に代わって開示請求をする場合にあっては、当該相続人等をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）及び開示請求に係る特定の死者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該開示請求者及び特定の死者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項の個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は当該開示請求者及び特定の死者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該開示請求者及び特定の死者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除

く。) 、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康又は環境を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断を行うことができなくなるおそれ
- イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、開示請求者及び開示請求に係る特定の死者以外の者（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

(8) 開示することにより、当該特定の死者の利益に反すると認められる情報

（特定死者情報の一部開示）

第6条 実施機関は、開示請求に係る特定死者情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る特定死者情報に前条第2号本文に規定する情報（開示請求者及び開示請求に係る特定の死者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の当該開示請求者及び特定の死者以外の特定の個人を識別

することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、当該開示請求者及び特定の死者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号本文の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る特定死者情報に非開示情報(第5条第1号に規定する情報を除く。)が含まれている場合であっても、相続人等の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該特定死者情報を開示することができる。

(特定死者情報の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る特定死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、第5条第2号本文、第3号又は第8号の規定に該当する非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該特定死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、開示請求に係る特定死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る特定死者情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る特定死者情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により、開示請求の拒否を理由として開示しない旨の決定をしたときは、その旨を武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会(武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和 年 月武蔵野市条例第 号)第2条に規定する武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

(開示決定等の期限)

第10条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を

書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求に係る特定死者情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る特定死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの特定死者情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定死者情報について開示決定等をする期限

- 4 実施機関は、前2項の規定により開示決定等の期間を延長したときは、その旨を武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(理由付記等)

第11条 実施機関は、第9条第1項及び第2項の規定により開示請求に係る特定死者情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る特定死者情報が、当該特定死者情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第12条 開示請求に係る特定死者情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る特定死者情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る特定死者情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている特定死者情報を開示しようとする

る場合であって、当該情報が第5条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている特定死者情報を第7条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定死者情報の開示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(特定死者情報の開示方法)

第13条 特定死者情報の開示は、当該特定死者情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的媒体に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 特定死者情報の開示は、実施機関が第9条第1項に規定する書面で指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る特定死者情報の相続人等又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る特定死者情報を視聴又は閲覧の方法により開示することにより、当該特定死者情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該特定死者情報の写しにより開示することができる。

(開示手数料等)

第14条 この条例の規定に基づく、特定死者情報の視聴及び閲覧に係る開示手数料は、無料とする。

- 2 前条第1項の規定により特定死者情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求に係る情報公開条例の適用)

第15条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合においては、武蔵野市情報公開条例第4章の規定を適用する。この場合

において、これらの規定中「行政文書」とあるのは「特定死者情報」と読み替えるものとする。

(他の制度との調整等)

第16条 実施機関は、市の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている特定死者情報であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、特定死者情報の開示をしないものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回各実施機関の特定死者情報の開示請求、開示決定等の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえ、死者の情報の開示請求について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。